

Makita

第 113 回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2025 年 6 月 25 日 (水曜日)
午前 10 時

場 所

愛知県安城市住吉町 3 丁目 11 番 8 号
株式会社マキタ 本店 5 階ホール

議 案

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
- 第 2 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10 名選任の件
- 第 3 号議案 監査等委員である取締役 4 名選任の件
- 第 4 号議案 役員賞与の支給の件

みんなでつくる「脱炭素社会」



株式会社マキタ

証券コード 6586

長期目標

Strong Company

目 次

ごあいさつ	2
招集ご通知	3
株主総会参考書類	7
第1号議案 剰余金の処分の件	7
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件	8
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	15
第4号議案 役員賞与の支給の件	20
事業報告	21
連結計算書類	40
計算書類	42
監査報告書	44
ご参考	
トピックス	50
新製品ダイジェスト	51
グローバルネットワークの紹介	53
株主メモ	54



ごあいさつ

取締役社長 後藤宗利

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当期は住宅投資の低迷が続く中、電動工具の需要も盛り上がりには欠く厳しい1年となりましたが、新製品の投入による充電製品のラインアップ拡充や地域密着の営業活動の推進に加え、為替の影響などにより、売上収益は前期を1.6%上回る7,531億円となりました。利益面においては、各種のコスト低減などにより原価率が改善したことから、営業利益は前期比61.8%増の1,070億円（営業利益率14.2%）となり、初めて1,000億円を上回りました。

当期においては、大径ボルトの脱着作業を可能にした高トルク充電式インパクトレンチ、充電式では世界最大のノコ刃外径を誇るマルノコなど、プロユーザーの作業効率向上に貢献する製品のほか、手の感覚で使える充電式ハンディソー、最大作業高さ約3.5mの充電式高枝チェーンソーなど、ガーデニングからプロユーザーまで広範な用途で活躍する充電製品を発売し、好評を博しております。

経済の先行き不透明感が高い状況ではありますが、これからも現場密着により市場ニーズを的確に捉えた新製品開発を推進し、お客さまの作業環境の改善と持続可能な社会の実現に貢献することで、永続的に成長する企業を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

招集ご通知

株主各位

(証券コード 6586)

2025年6月3日

(電子提供措置の開始日 2025年5月29日)

愛知県安城市住吉町3丁目11番8号

株式会社 マキタ

取締役社長 後 藤 宗 利

第113回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼を申し上げます。

さて、当社第113回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第113回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

●当社ウェブサイト https://www.makita.co.jp/ir/event/event_03.html



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

●東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、
「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。



敬 具

記

1 日 時	2025年6月25日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2 場 所	愛知県安城市住吉町3丁目11番8号 株式会社 マキタ 本店 5階ホール（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照く ださい。）
3 目的事項	報告事項 1. 第113期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連 結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果 報告の件 2. 第113期計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第4号議案 役員賞与の支給の件

なお、ご出席に代えて、郵送又はインターネット等により議決権を事前行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2025年6月24日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

以 上

- 電子提供措置事項のうち、次の事項は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人が監査報告の作成に際し監査した書類には、これらの事項が含まれております。
 - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況」
 - ・連結計算書類の「連結持分変動計算書」、「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

決議事項の要旨

第1号議案 剰余金の処分の件
期末配当金について当社普通株式1株につき金90円のご承認をお願いするものです。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
以下の10名の選任についてご承認をお願いするものです。

候補者 番号	氏 名	性別		候補者 番号	氏 名	性別	
1	ごとうむねとし 後藤 宗 利	男性	再任	6	おおつゆきひろ 大 津 行 弘	男性	再任
2	かねこてつひさ 金 子 哲 久	男性	再任	7	いぬづかよしひさ 犬 塚 善 久	男性	再任
3	つちやたかし 土 屋 隆	男性	再任	8	かわせひでゆき 川 瀬 英 行	男性	再任
4	よしだまさき 吉 田 雅 樹	男性	再任	9	いわせたかひろ 岩 瀬 隆 広	男性	再任
5	おもてたかし 表 孝 至	男性	再任	10	あんどうたかし 安 藤 隆 司	男性	新任

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
以下の4名の選任についてご承認をお願いするものです。

候補者 番号	氏 名	性別		候補者 番号	氏 名	性別	
1	つづきこうじ 都 築 浩 二	男性	新任	3	うじはらあゆみ 氏 原 亜由美	女性	再任
2	にしかわこうじ 西 川 浩 司	男性	再任	4	ふくもとみなえ 福 本 美 苗	女性	新任

第4号議案 役員賞与の支給の件
当期末時点の取締役14名のうち、監査等委員である取締役及び社外取締役6名を除く8名に対し、役員賞与を総額2億8百万円支給することについてご承認をお願いするものです。

議決権行使のご案内

事前に議決権行使をされる場合

議決権行使期限

2025年6月24日（火） 午後5時まで



インターネット

当社指定の議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>にて
各議案に対する賛否をご入力ください。
詳細は次ページをご覧ください。



議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ

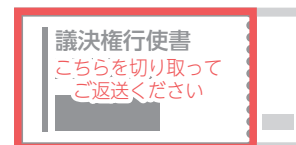
三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

 0120-652-031
(午前9時～午後9時)



郵送

同封の議決権行使書用紙に
各議案に対する賛否をご記入
いただき、下記のように
切り取ってご投函ください。



スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

- 議決権行使書面において、各議案につき賛否のご表示のない場合、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

株主総会に当日ご出席される場合

株主総会開催日時

2025年6月25日(水) 午前10時（受付開始 午前9時）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。



- 当日の入場は、株主さまのみとなります。代理出席の場合は、代理人の方も株主さまである必要がございます。代理人として行使する議決権行使書用紙及び代理権を証明する書面に加えて、代理人さまご本人名義の議決権行使書用紙をご提出ください。

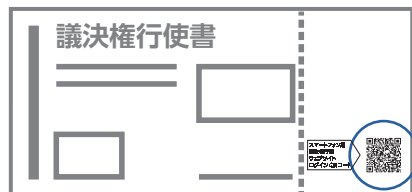
議決権電子行使プラットフォームのご利用について(機関投資家の皆さまへ)

機関投資家の皆さまに関しましては、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

●「スマート行使」によるご行使●

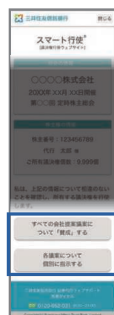
①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

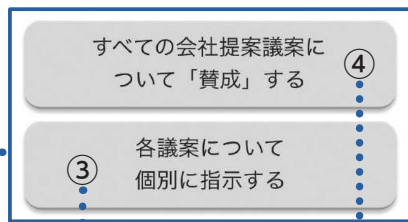


※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

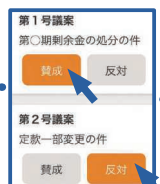
②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

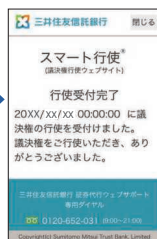


③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で
問題なければ
「この内容で
行使する」
ボタンを押し
て行使完了！



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

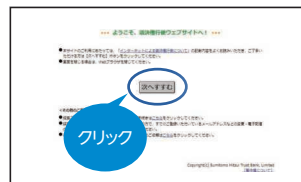
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

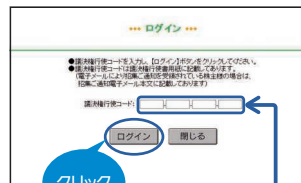
●パソコン等によるご行使●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



②ログインする

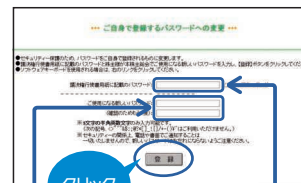


議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

パスワード

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、年間配当金20円を下限とし、総還元性向35%以上とすることを利益配分の基本方針としております。ただし特殊要因がある場合には、これを加減算した調整後の基本的1株当たり当期利益を基に配当額を決定いたします。

この利益配分の基本方針に基づき当期の連結業績及び今後の事業展開等を総合的に勘案するとともに、創業110周年記念配当として1株につき6円を加え、期末配当につきましては、次の通りといたしたく存じます。これにより当期の年間配当金は、中間配当金20円をあわせ1株につき110円となり、連結配当性向は37.3%となります。

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

1

当社普通株式1株につき金90円

総額24,213,669,120円

2

剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月26日

(注) 上記利益配分の基本方針の内容は事業報告「5 剰余金の配当等の決定に関する方針」(39頁)に記載の通りです。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（10名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、取締役候補者の指名に当たっては、指名・報酬委員会に諮問し、その答申に基づき取締役会において決定しております。

また、監査等委員会において本議案について審議がなされましたが、会社法の規定に基づき株主総会において陳述すべき特段の事項はないとの結論に至っております。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏 名				当社における地位及び担当			取締役会出席状況
1	ご	とう	むね	とし	再任	男性	代表取締役社長	12／12回 (100%)
2	かね	こ	てつ	ひさ	再任	男性	取締役常務執行役員 兼開発技術本部長	12／12回 (100%)
3	つち	や		たかし	再任	男性	取締役 執行役員 国内営業本部長 大阪営業部担当兼務	12／12回 (100%)
4	よし	だ	まさ	き	再任	男性	取締役 執行役員 生産本部長	12／12回 (100%)
5	おもて		たか	し	再任	男性	取締役 執行役員 海外営業本部長	12／12回 (100%)
6	おお	つ	ゆき	ひろ	再任	男性	取締役 執行役員 管理本部長	12／12回 (100%)
7	いぬ	づか	よし	ひさ	再任	男性	取締役 執行役員 購買本部長	10／10回 (100%)
8	かわ	せ	ひで	ゆき	再任	男性	取締役 執行役員 品質本部長	10／10回 (100%)
9	いわ	せ	たか	ひろ	再任	社外 独立 男性	社外取締役	12／12回 (100%)
10	あん	どう	たか	し	新任	社外 独立 男性	—	—

候補者番号

1

ごとう むねとし
後藤 宗利

再任

男性

[生年月日]

1975年4月26日

[所有する当社株式の数]

477,592株

取締役会への出席状況

12回/12回 (100%)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年 4 月 当社入社
 2012年 4 月 同海外営業管理部長
 2013年 6 月 同取締役執行役員海外営業本部長
 2017年 6 月 同代表取締役社長(現任)

取締役候補者とした理由

当社での国内営業、開発部門、海外販売子会社における経験に加え、2013年6月より海外営業本部長を務めるなど、当社の業務全般及び経営に精通するとともに、2017年6月より取締役社長を務め、当社の成長を主導しております。これらの豊富な経験と知見及び優れたリーダーシップが当社の経営に必要であると考え、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

かね こ てつ ひさ
金子 哲久

再任

男性

[生年月日]

1955年4月6日

[所有する当社株式の数]

27,179株

取締役会への出席状況

12回/12回 (100%)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 3 月 当社入社
 2004年 4 月 同技術研究部長
 2005年 8 月 同第2製造部長
 2006年10月 同第1製造部長
 2007年 6 月 同取締役購買本部長
 2009年 6 月 同取締役執行役員購買本部長
 2010年 5 月 同取締役執行役員生産本部長：中国工場担当
 2015年 6 月 同取締役執行役員生産本部長
 2017年 6 月 同取締役執行役員開発技術本部長
 2024年 6 月 同取締役常務執行役員兼開発技術本部長(現任)

取締役候補者とした理由

当社の開発部門の要職、生産部門の中核である中国の生産子会社のトップ、購買本部長、生産本部長、開発技術本部長を歴任するとともに、2024年6月より常務執行役員を務めるなど開発、生産、購買を中心に当社の業務及び経営に精通しております。これらの豊富な経験と知見が当社の経営に必要であると考え、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

つち

や

たかし

土屋

隆

再任

男性

[生年月日]

1957年9月1日

[所有する当社株式の数]

21,959株

取締役会への出席状況

12回/12回 (100%)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 3 月 当社入社
2001年 4 月 同静岡支店長
2003年10月 同東京支店長
2010年 4 月 同営業管理部長
2013年 6 月 同執行役員国内営業本部長：東京営業部担当
2015年 6 月 同取締役執行役員国内営業本部長
2024年 4 月 同取締役執行役員国内営業本部長：大阪営業部担当兼務(現任)

取締役候補者とした理由

当社において、国内営業を中心に要職を歴任するとともに、2013年6月より執行役員として国内営業本部長(東京営業部担当)を務め、現在は取締役執行役員として国内営業本部長を務めるなど国内営業を中心に当社の業務及び経営に精通しております。これらの豊富な経験と知見が当社の経営に必要であると考え、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

よし

だ

まさ

き

吉田

雅樹

再任

男性

[生年月日]

1962年6月17日

[所有する当社株式の数]

14,779株

取締役会への出席状況

12回/12回 (100%)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 3 月 当社入社
2007年10月 同生産管理部長
2010年 4 月 同第2製造部長
2011年 4 月 同生産開発部長
2012年 2 月 牧田(中国)有限公司副総経理
2015年 6 月 当社取締役執行役員生産本部副本部長：中国工場担当
2018年 4 月 同取締役執行役員生産本部副本部長
2021年 6 月 同取締役執行役員生産本部長(現任)

取締役候補者とした理由

当社において、生産部門を中心に従事し、生産部門の中核である中国の生産子会社のトップを歴任するとともに、2015年6月より生産本部副本部長、2021年6月より生産本部長を務めるなど生産を中心に当社の業務及び経営に精通しております。これらの豊富な経験と知見が当社の経営に必要であると考え、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

おもて

たか

し

表 孝 至

再 任

男 性

〔 生年月日 〕

1959年2月10日

〔 所有する当社株式の数 〕

12,099株

取締役会への出席状況

12回/12回 (100%)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 3 月 当社入社
 1995年 1 月 マキタ・メキシコS.A. de C.V.責任者
 2001年 3 月 マキタ・ド・ブラジルLtda.責任者
 2013年 6 月 当社執行役員中南米統括責任者
 2017年 6 月 同取締役執行役員海外営業本部長(現任)

取締役候補者とした理由

当社において、海外営業を中心に従事し、海外販売子会社（ブラジル及びメキシコ）における長年の駐在経験を有するとともに、2013年6月より中南米統括責任者、2017年6月より海外営業本部長を務めるなど海外営業を中心に当社の業務及び経営に精通しております。これらの豊富な経験と知見が当社の経営に必要であると考え、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

おお

つ

ゆき

ひろ

大 津 行 弘

再 任

男 性

〔 生年月日 〕

1960年8月27日

〔 所有する当社株式の数 〕

12,199株

取締役会への出席状況

12回/12回 (100%)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 3 月 当社入社
 1996年 7 月 マキタ U.S.A. Inc.最高財務責任者
 2009年 4 月 当社財務部次長
 2009年12月 牧田（中国）有限公司副総経理
 2013年10月 当社経理部長
 2017年 6 月 同取締役執行役員管理本部長(現任)

取締役候補者とした理由

当社の財務部門における要職の経験に加え、生産部門の中核である中国の生産子会社を含めた海外子会社の管理部門における経験も豊富に有しており、2017年6月より管理本部長を務めるなど、管理部門を中心に当社の業務及び経営に精通しております。これらの豊富な経験と知見が当社の経営に必要であると考え、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

いぬ

づか

よし

ひさ

犬塚

善久

再任

男性

〔生年月日〕

1961年2月15日

〔所有する当社株式の数〕

7,547株

取締役会への出席状況

10回/10回（100%）



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 3 月 当社入社
 2009年 4 月 同第2製造部長
 2010年 4 月 同生産開発部長
 2011年 3 月 マキタ・ド・ブラジルLtda.工場長
 2016年 4 月 当社開発技術企画部長
 2021年 6 月 同執行役員開発技術本部副本部長
 2024年 6 月 同取締役執行役員購買本部長(現任)

取締役候補者としての理由

当社のイギリスの生産子会社及びブラジルの生産販売子会社における駐在経験に加え、生産部門、開発部門における要職を歴任し、2021年6月より開発技術本部副本部長、2024年6月より購買本部長を務めるなど、生産、開発、購買を中心に当社の業務及び経営に精通しております。これらの豊富な経験と知見が当社の経営に必要であると考え、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

8

かわ

せ

ひで

ゆき

川瀬

英行

再任

男性

〔生年月日〕

1963年7月31日

〔所有する当社株式の数〕

11,247株

取締役会への出席状況

10回/10回（100%）



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 3 月 当社入社
 2012年 4 月 マキタ EU S.R.L.（ルーマニア）責任者
 2017年 3 月 当社生産管理部長
 2018年 4 月 牧田（中国）有限公司総経理
 2021年 6 月 当社執行役員生産本部副本部長：中国工場担当
 2024年 3 月 同執行役員生産本部副本部長
 2024年 6 月 同取締役執行役員品質本部長(現任)

取締役候補者としての理由

当社において、生産部門を中心に従事し、アメリカの生産子会社への駐在に加え、生産部門の中核であるルーマニア、中国の生産子会社のトップを歴任し、2021年6月より生産本部副本部長、2024年6月より品質本部長を務めるなど、生産、品質を中心に当社の業務及び経営に精通しております。これらの豊富な経験と知見が当社の経営に必要であると考え、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

9

いわ せ
岩 瀬たか ひろ
隆 広

再 任

社 外

男 性

独 立

[生年月日]

1952年5月28日

[所有する当社株式の数]

1,100株

取締役会への出席状況

12回/12回 (100%)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4 月 トヨタ自動車工業株式会社(現トヨタ自動車株式会社) 入社
 2005年 6 月 同常務役員
 2009年 6 月 同専務取締役
 中央発條株式会社社外監査役
 2011年 4 月 トヨタモーターアジアパシフィック株式会社取締役副会長
 2011年 6 月 トヨタ自動車株式会社専務役員
 2014年 6 月 トヨタ車体株式会社取締役社長
 2016年 4 月 愛知製鋼株式会社常勤顧問
 2016年 6 月 同代表取締役会長
 2017年 6 月 中央発條株式会社社外監査役
 2020年 7 月 愛知県公安委員会委員長
 2021年 3 月 DMG森精機株式会社社外監査役(現任)
 2021年 6 月 当社社外取締役(現任)

[重要な兼職の状況] DMG森精機株式会社 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

トヨタ自動車株式会社をはじめトヨタグループの中核企業の経営に長年携わるなど企業経営に精通しており、現在も当社の経営に対して大所高所より有益なご意見をいただいております。独立した立場からこれらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただけることを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

10

あん どう
安 藤たか し
隆 司

新 任

社 外

男 性

独 立

[生年月日]

1955年2月27日

[所有する当社株式の数]

一株

取締役会への出席状況

—



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 4 月 名古屋鉄道株式会社入社
 2008年 6 月 同取締役
 2011年 6 月 同常務取締役
 2013年 6 月 同代表取締役専務
 2015年 6 月 同代表取締役社長
 2019年 6 月 同代表取締役社長 社長執行役員
 2021年 6 月 同代表取締役会長(現任)
 2024年 6 月 中部日本放送株式会社社外取締役(現任)

[重要な兼職の状況] 名古屋鉄道株式会社 代表取締役会長
中部日本放送株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

名古屋鉄道株式会社の経営に長年携わるなど企業経営に精通しております。独立した立場からこれらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただけることを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者 岩瀬隆広氏に関する特記事項は以下の通りであります。
- ①当社グループは、岩瀬隆広氏が業務執行者を務めておりました愛知製鋼株式会社及びそのグループ会社より部品を購入しております。当期における購入額は705百万円であり、これは愛知製鋼グループの連結売上高の0.24%と僅少であります。
 - ②岩瀬隆広氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
 - ③岩瀬隆広氏と当社は会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。岩瀬隆広氏が選任された場合、当社は岩瀬隆広氏との間で当該契約を継続する予定です。
 - ④当社は、岩瀬隆広氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に対し届け出ております。岩瀬隆広氏が選任された場合、当社は引き続き岩瀬隆広氏を独立役員とする予定です。
3. 社外取締役候補者 安藤隆司氏に関する特記事項は以下の通りであります。
- ①当社グループは、安藤隆司氏が代表取締役会長を務めております名古屋鉄道株式会社及びそのグループ会社に運送業務を委託しております。当期における委託費用は160百万円であり、これは名古屋鉄道グループの連結売上高の0.02%と僅少であります。
 - ②安藤隆司氏と当社は会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結する予定です。
 - ③当社は、安藤隆司氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に対し届け出る予定です。
4. 各取締役候補者の所有する当社株式の数は、当社役員持株会における各人の持分を含めた実質持株数を記載しております。
5. 当社は、役員が職務の遂行に当たり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに有用な人材を迎えることができるよう、取締役及び執行役員並びに子会社の役員（海外子会社については、当社からの出向役員及び、当社と海外子会社との兼務役員に限る。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案通り承認され、取締役等に就任した場合には、各候補者は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期中である2025年6月29日に当該保険契約を更新する予定です。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたく存じます。

監査等委員である取締役候補者は次の通りであります。

なお、本議案の提出につきましては監査等委員会の同意を得ております。

候補者番号	氏 名				当社における地位		取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況			
1	つ 都	づき 築	こう 浩	じ 二	新任	男性	総務部長	—	—		
2	にし 西	かわ 川	こう 浩	じ 司	再任	社外	独立	男性	社外取締役 (監 査 等 委 員)	12／12回 (100%)	15／15回 (100%)
3	うじ 氏	はら 原	あ ゆ み 亜由美		再任	社外	独立	女性	社外取締役 (監 査 等 委 員)	12／12回 (100%)	15／15回 (100%)
4	ふく 福	もと 本	み 美	なえ 苗	新任	社外	独立	女性	—	—	—

候補者番号

1

つ ぶき
都 築こう じ
浩 二

新任

男性

〔生年月日〕

1961年11月23日

〔所有する当社株式の数〕

3,711株

取締役会への出席状況

—

監査等委員会への出席状況

—



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 3 月 当社入社
 2007年 9 月 マキタ U.S.A Inc.最高財務責任者
 2015年 4 月 当社総務部長(現任)

監査等委員である取締役候補者としての理由

海外子会社（カナダ、ドイツ及びアメリカ）における駐在経験を有するとともに、管理部門の要職を歴任するなど当社の業務に精通しております。これらの豊富な経験と知見が当社経営の監査・監督に必要であると考え、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

にし かわ
西 川こう じ
浩 司

再任

男性

社外

独立

〔生年月日〕

1957年11月1日

〔所有する当社株式の数〕

600株

取締役会への出席状況

12回/12回 (100%)

監査等委員会への出席状況

15回/15回 (100%)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年10月 青山監査法人入所
 1992年 8 月 公認会計士登録
 2000年 4 月 中央青山監査法人入所（中央監査法人との合併）
 同社員就任
 2006年 9 月 あらた監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）入所
 同パートナー就任
 2018年 7 月 公認会計士西川浩司会計事務所所長(現任)
 2020年 4 月 清明監査法人入所
 2020年 6 月 同代表社員(現任)
 2021年 6 月 当社社外取締役（監査等委員）(現任)

〔重要な兼職の状況〕 公認会計士西川浩司会計事務所 所長
 清明監査法人 代表社員

監査等委員である社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

公認会計士として企業会計監査における専門的な知識や豊富な経験を有しており、その専門的な見地から有益なご意見をいただいております。独立した立場からこれらの豊富な経験と知見を当社経営の監査・監督に反映いただけることを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

うじ はら
氏 原あ ゆ み
亜由美

再 任

社 外

女 性

独 立

〔 生年月日 〕

1961年9月12日

〔 所有する当社株式の数 〕

100株

取締役会への出席状況

12回/12回 (100%)

監査等委員会への出席状況

15回/15回 (100%)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4 月 ブラザー工業株式会社入社
 1994年 3 月 監査法人伊東会計事務所入所
 2000年 4 月 東海財務局入局（金融証券検査官）
 2003年 7 月 中央青山監査法人入所
 2006年 8 月 あらた監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）入所
 2015年 7 月 同パートナー就任
 2022年 7 月 氏原亜由美公認会計士事務所所長（現任）
 2023年 3 月 ヤマハ発動機株式会社社外監査役（現任）
 2023年 5 月 かがやき監査法人社員（現任）
 2023年 6 月 理研ビタミン株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）
 2023年 6 月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

〔重要な兼職の状況〕 氏原亜由美公認会計士事務所 所長
 ヤマハ発動機株式会社 社外監査役
 かがやき監査法人 社員
 理研ビタミン株式会社 社外取締役（監査等委員）

監査等委員である社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

公認会計士としての財務・会計に関する専門的知見と、グローバルな企業の監査業務に携わってきた豊富な経験を有しており、その専門的な見地から有益なご意見をいただいております。独立した立場からこれらの豊富な経験と知見を当社経営の監査・監督に反映いただけることを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

ふくもと
福 本み な え
美 苗

新 任

社 外

女 性

独 立

〔 生年月日 〕

1971年5月17日

〔 所有する当社株式の数 〕

一株

取締役会への出席状況

—

監査等委員会への出席状況

—



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年 4 月 名古屋弁護士会（現愛知県弁護士会）弁護士登録
 2000年 4 月 住田正夫法律事務所（現弁護士法人住田法律事務所）入所
 2007年 4 月 福本総合法律事務所入所（現任）
 2008年10月 名古屋簡易裁判所民事調停官任官
 2022年 4 月 名古屋家庭裁判所家事調停委員（現任）

〔重要な兼職の状況〕 弁護士（福本総合法律事務所）

監査等委員である社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

弁護士としての専門的な知識や豊富な経験を、独立した立場から当社経営の監査・監督に反映いただけることを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員である取締役候補者 都築浩二氏に関する特記事項は以下の通りであります。
- ①都築浩二氏と当社は会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結する予定です。
3. 監査等委員である社外取締役候補者 西川浩司氏に関する特記事項は以下の通りであります。
- ①西川浩司氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- ②西川浩司氏と当社は会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。西川浩司氏が選任された場合、当社は西川浩司氏との間で当該契約を継続する予定です。
- ③当社は、西川浩司氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に対し届け出ております。西川浩司氏が選任された場合、当社は引き続き西川浩司氏を独立役員とする予定です。
4. 監査等委員である社外取締役候補者 氏原亜由美氏に関する特記事項は以下の通りであります。
- ①氏原亜由美氏が社外監査役として在任しているヤマハ発動機株式会社は、同社で開発を行った二輪車の騒音試験及び警告器の音圧試験の認証申請において不適切な行為があったことを2024年6月3日に公表しました。同氏は、事前には当該事実について認識しておりませんが、社外監査役として日頃より法令遵守の観点から注意喚起を行ってまいりました。また、当該事実の判明後は事実究明と適切な再発防止策の徹底に向けた提言を行うなど、その職責を果たしております。
- ②氏原亜由美氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- ③氏原亜由美氏と当社は会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。氏原亜由美氏が選任された場合、当社は氏原亜由美氏との間で当該契約を継続する予定です。
- ④当社は、氏原亜由美氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に対し届け出ております。氏原亜由美氏が選任された場合、当社は引き続き氏原亜由美氏を独立役員とする予定です。
5. 監査等委員である社外取締役候補者 福本美苗氏に関する特記事項は以下の通りであります。
- ①福本美苗氏と当社は会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結する予定です。
- ②当社は、福本美苗氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に対し届け出る予定です。
6. 各監査等委員である取締役候補者の所有する当社株式の数は、当社役員持株会における各人の持分を含めた実質持株数を記載しております。
7. 当社は、役員が職務の遂行に当たり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに有用な人材を迎えることができるよう、取締役及び執行役員並びに子会社の役員（海外子会社については、当社からの出向役員及び、当社と海外子会社との兼務役員に限る。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案通り承認され、取締役等に就任した場合には、各候補者は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期途中である2025年6月29日に当該保険契約を更新する予定であります。

ご参考

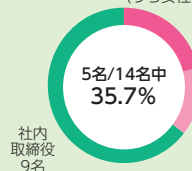
[取締役会の構成及び専門性]

当社の取締役には、年齢・性別・国籍を問わず、当社の企業価値向上に貢献できる人物を登用することとしています。社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）には自己の経験と知見に基づき経営戦略を策定・遂行する能力を有する者、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）には企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有する者、監査等委員である取締役には社内外での職務経験や財務・会計・法務等各分野における豊富な経験と知見を有する者を選任しており、海外経験を有する取締役も多数在任しています。そのため、当社の取締役会は、取締役会全体として知識・経験・能力のバランスと多様性が適切に確保された実効性のある組織として機能していると考えていますが、経営に関する適切な意思決定、業務執行の監督といった役割・責務を、より実効的に果たしていく上で、スキル、経験、性別、国際性などを含む、取締役会の構成における多様性の確保について引き続き検討してまいります。また、現在の取締役会は、迅速な意思決定を行うことができる適正な規模と考えています。

[取締役会の構成]

独立社外取締役の比率

独立社外取締役5名
(うち女性2名)



	氏 名	指名・報酬委員会	専 門 性								
			企業経営	海外経験	営業/販売	開発	生産/調達/品質	サステナビリティ	IT/デジタル化	財務会計	法務
取締役	後 藤 宗 利	●	●	●	●	●		●	●		
	金 子 哲 久		●	●		●	●				
	土 屋 隆		●		●						
	吉 田 雅 樹		●	●			●		●		
	表 孝 至		●	●	●						
	大 津 行 弘	●	●	●				●	●	●	●
	犬 塚 善 久		●	●		●	●				
	川 瀬 英 行		●	●			●	●			
	岩 瀬 隆 広 社外 独立	●	●	●		●	●				
	安 藤 隆 司 社外 独立	●	●								●
監査等委員である取締役	都 築 浩 二			●				●	●	●	●
	西 川 浩 司 社外 独立	●								●	
	氏 原 亜由美 社外 独立									●	
	福 本 美 苗 社外 独立										●

第4号議案 役員賞与の支給の件

当社の役員賞与は連結業績連動型としており、利益配分の基本方針と同様、特殊要因を加減算した調整後の基本的1株当たり当期利益を基準に一定の計算式に基づいて総額を決定しております。

これにより、当期末時点の取締役14名のうち、監査等委員である取締役及び社外取締役6名を除く8名に対し、役員賞与を総額2億8百万円支給することといたしたく存じます。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告34頁に記載の通りであり、当社は、本議案の内容は当該方針に沿うものとして相当であると判断しております。

また、監査等委員会において本議案について審議がなされましたが、会社法の規定に基づき株主総会において陳述すべき特段の事項はないとの結論に至っております。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期の国際的な経済情勢を見ますと、各国でインフレが減速に向かい利下げが進む一方で、建築・建設市場の回復は遅れています。また、ウクライナや中東の緊張状態が継続する中で、米国のトランプ政権下における関税政策への警戒感から景気減速への不安も加わり、先行きの不透明感是一段と高まっています。

このような情勢の中で当社グループは、開発面では、ハイパワー・長寿命・高耐久の「40Vmaxリチウムイオンバッテリー」(XGT) シリーズの電動工具・園芸用機器をはじめとした充電製品のラインアップ拡充に注力しており、充電式で最大クラスとなるハイパワーなマルノコや、エア式同等の強力なトルクを持つ充電式インパクトレンチなど更なる市場の開拓・シェア拡大に貢献する新製品を投入しました。

生産面では、あらゆる製造工程内でムダ取りとコストダウン活動に努めるとともに、各工場での取り組みを他工場に横展開していくことで、グループ全体での効率向上に努めました。

営業面では、地域密着・顧客密着のサービス体制のレベルアップに注力し、世界各地域のお客さまとの信頼関係の更なる強化に努めるとともに、40Vmaxリチウムイオンバッテリーを活用したハイパワーな製品を軸に市場の深耕・開拓に取り組みました。

当期の当社グループの連結業績は、各国の金融引き締めによる住宅需要の低迷及び建築・建設市場への投資抑制の影響を受け、多くの地域で販売が減少したものの、為替の影響により売上収益は前期比1.6%増の753,130百万円となりました。

地域別の売上収益については、次の通りです。

国内では、建築・建設資材価格の高止まりや住宅着工数の減少など需要環境が厳しい中で、「40Vmaxリチウムイオンバッテリー」(XGT) シリーズの新製品や園芸用機器が売上を下支えし、前期比3.2%増の127,168百万円となりました。

欧州では、利下げが実施されたものの依然として金利は高水準にあり、建築・建設市場は低調に推移しましたが、在庫調整後の受注が順調に回復したことに加え、円安現地通貨高の影響により前期比4.3%増の371,798百万円となりました。

北米では、金利高と建築資材価格の高騰により住宅投資が鈍化しており、また市場競争も激化していることなどから、前期比10.4%減の83,919百万円となりました。

アジアでは、中国の不動産不況の長期化が周辺国へ波及し、総じて工具需要が低調に推移し、前期比2.4%減の45,031百万円となりました。

中南米では、主要国で引き続き販売が好調なことに加え、XGTシリーズや充電式園芸用機器の拡販に努めたことから、前期比2.0%増の50,687百万円となりました。

オセアニアでは、金融引き締めの影響による不動産市場の低迷が続いており、前期比1.0%減の55,802百万円となりました。

中近東・アフリカでは、国により濃淡はあるものの、総じて建設・建築需要は好調に推移しており、前期比18.3%増の18,726百万円となりました。

以上の結果、当期の海外売上収益比率は、83.1%となりました。

利益面においては、各種コストの低減などにより原価率が改善したことから、営業利益は前期比61.8%増の107,038百万円(営業利益率14.2%)となりました。税引前利益は前期比69.5%増の108,477百万円(税引前利益率14.4%)、親会社の所有者に帰属する当期利益は81.6%増の79,338百万円(売上収益に対する親会社の所有者に帰属する当期利益率10.5%)となりました。

(カーボンニュートラルへの取り組み)

頻発する風水害など気候変動が社会に及ぼす影響が甚大になる中で、気候変動問題の解決に向けて企業が果たすべき役割はより重要なものとなっており、当社グループは「脱炭素社会への貢献」を特に優先して取り組む重要課題（マテリアリティ）と位置付けて取り組みを強化しております。そのため当社グループは現在、電動工具に次ぐ将来の事業の柱として、使用時に排ガスを出さない充電式の園芸用機器に注力し、脱炭素社会の実現に取り組んでいます。また、温室効果ガス（GHG）排出量の削減に向けて、自社の事業活動でのGHG排出量（Scope 1、2）を2030年度までに2020年度比で50%削減し、2040年度までに実質ゼロとすること、サプライチェーン全体でのGHG排出量（Scope 3）を2050年度までに実質ゼロとすることを目標として設定しています。

2025年3月期においても太陽光パネルの設置を進め、国内では埼玉物流センター及び兵庫支店に新設、海外ではイギリス工場に増設するなど、再生可能エネルギーの活用を推進しました。GHG排出量の削減目標値の達成に向けて、引き続き再生可能エネルギーの活用及び事業活動における省エネルギー化に取り組んでいます。

(当社ホームページ)

サステナビリティ情報



TCFD提言に基づく開示



(2) 対処すべき課題

世界経済の先行きに不透明な状況が続く一方で、頻発する自然災害や地球温暖化などの環境問題、人手不足といった社会課題の解決に貢献する、作業効率が高く、かつ人と地球環境に優しい工具に対する需要は先進国・新興国を問わず益々高まっていくものと思われます。

こうした経営環境を前提に、当社グループは、市場のコードレス化をリードするため、バッテリーの充放電技術とモータ技術を中心とした研究開発力・製品開発力を高めます。電動工具に次ぐ将来の事業の柱として、充電式の園芸用機器及び清掃関連機器を中心とした製品開発・市場開拓に取り組みます。特定の国や地域、サプライヤーへ過度に依存することのない、多極的な生産・調達体制の強化に取り組みます。世界の各地域と顧客に密着するきめ細かな営業、アフターサービス体制の構築を更に進め、マキタブランドの向上に努めます。

これらの施策を推し進めることにより、人の暮らしと住まい作りに役立つ工具のグローバルサプライヤーとして持続可能な社会の実現に貢献し、業界での確固たる地位の確保に努めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当期において実施しました設備投資の総額は17,594百万円であります。その内訳は、岡崎工場の倉庫棟等当社で8,515百万円、フィンランド及びオーストラリアの販売子会社の建物等子会社で9,079百万円であります。

(4) 主要な借入先

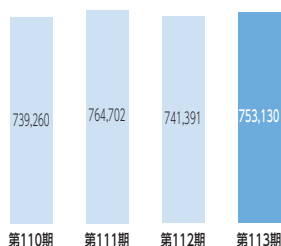
借 入 先	借 入 額
株式会社三菱UFJ銀行	5,187百万円

(5) 財産及び損益の状況の推移

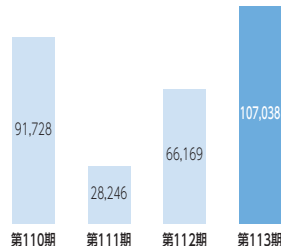
区 分	第110期 2022年3月期	第111期 2023年3月期	第112期 2024年3月期	第113期(当期) 2025年3月期
売上収益 (百万円)	739,260	764,702	741,391	753,130
営業利益 (百万円)	91,728	28,246	66,169	107,038
税引前利益 (百万円)	92,483	23,887	64,017	108,477
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (百万円)	64,770	11,705	43,691	79,338
基本的1株当たり 当期利益 (円)	238.54	43.11	162.13	294.90
資産合計 (百万円)	1,007,497	1,099,351	1,055,808	1,106,525
親会社の所有者に 帰属する持分 (百万円)	746,344	769,247	868,156	926,005
親会社所有者帰属持分 当期利益率 (ROE) (%)	9.2	1.5	5.3	8.8

- (注) 1. 財産及び損益の状況の推移については、国際会計基準 (IFRS) による用語に基づいて表示しております。
2. 基本的1株当たり当期利益は、普通株式の期中平均株式数に基づいて算出しております。
3. 親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE) = 親会社の所有者に帰属する当期利益 / {(期首親会社の所有者に帰属する持分 + 期末親会社の所有者に帰属する持分) / 2}
4. 金額表示については百万円未満を四捨五入しております。

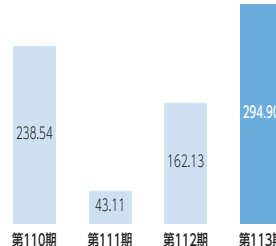
●売上収益 (単位: 百万円)



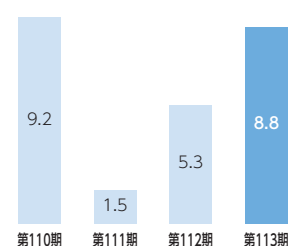
●営業利益 (単位: 百万円)



●基本的1株当たり当期利益 (単位: 円)



●親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE) (単位: %)



(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
マキタ U.S.A. Inc.	161,400千米ドル	100.0%	電 動 工 具 の 販 売
マキタ (U.K.) Ltd.	158,923千英ポンド	100.0	同 上
マキタ・ヴェルクツォイク GmbH (ドイツ)	7,669千ユーロ	※ 100.0	同 上
マキタ・フランス SAS	12,436千ユーロ	※ 55.0	同 上
マキタ Oy (フィンランド)	100千ユーロ	※ 100.0	同 上
マキタ LLC (ロシア)	83,207千ロシアルーブル	※ 100.0	同 上
マキタ・オーストラリア Pty. Ltd.	13,000千 豪 ド ル	100.0	同 上
牧田 (中国) 有限公司	80,000千米ドル	100.0	電動工具の製造販売
マキタ・ド・ブラジル Ltda.	917,567ブラジルリアル	99.9	同 上
牧田 (昆山) 有限公司	25,000千米ドル	100.0	電 動 工 具 の 製 造
マキタ EU S.R.L. (ルーマニア)	975,942千ルーマニアレイ	100.0	同 上

(注) ※印は子会社による出資を含む比率であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、ディスクグラインダ、インパクトドライバ、ハンマドリル、マルノコ等の電動工具、草刈機、生垣バリカン等の園芸用機器、エア釘打等のエア工具、充電式クリーナ等の家庭用機器並びにその他各種機器の製造・販売を主な事業としております。

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

名	称	所	在	地
本	社	安城	(愛知県)	
営	業	拠	点	東京、名古屋、大阪
工	場	岡崎	(愛知県)	
物	流	拠	点	加須 (埼玉県)、岡山

② 子会社

名	称	所	在	地
(販売拠点)				
マキタ U.S.A. Inc.		米国	ロサンゼルス	
マキタ (U.K.) Ltd.		英国	ロンドン郊外	
マキタ・ヴェルクツォイク GmbH		ドイツ	ラティンゲン	
マキタ・フランス SAS		フランス	ビュッシー サンジョルジュ	
マキタ Oy		フィンランド	ヘルシンキ	
マキタ LLC		ロシア	モスクワ	
マキタ・オーストラリア Pty. Ltd.		オーストラリア	シドニー	
(生産・販売拠点)				
牧田 (中国) 有限公司		中国	江蘇省昆山	
マキタ・ド・ブラジル Ltda.		ブラジル	ポントグロッサ	
(生産拠点)				
牧田 (昆山) 有限公司		中国	江蘇省昆山	
マキタ EU S.R.L.		ルーマニア	ブラネスティ	

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
17,641名	28名(減)

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
3,431名	4名(増)	39.9歳	16.5年

③ 当社の女性登用に関する状況

	2024年3月期	2025年3月期
女性管理職比率	1.4%(4名)	1.6%(5名)

(注) 当社グループ全体ではマネージャークラスの女性が200名以上在籍しております。

(当社の女性活躍に関する取り組み)

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画において、以下の取り組みを掲げております。

【今後を見据えた中長期的取り組み】

- ・ 管理職予備軍となる監督者階層の昇進試験への女性の応募を推奨
- ・ 中堅社員キャリアプランセミナーへの女性の受講を推奨
- ・ 新卒採用及びキャリア採用において積極的に女性を募集

介護、看護、育児支援に関して取得できる特別休暇の拡充を図るなど、働きやすさに関する制度の改善に前向きに取り組んでおります。

また、当期においても女性社員を対象に、自身の強みを見つめなおし今後のキャリアに生かしてもらうことを目的として、「女性キャリアプランセミナー」を開催しました。

今後もこれらの取り組みを強化し、女性活躍を推進していきます。

2 会社の株式に関する事項

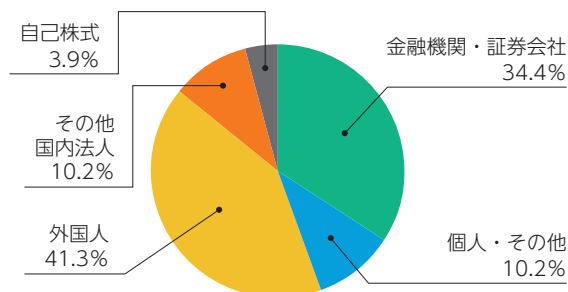
(1) 発行可能株式総数 992,000,000株

(2) 発行済株式の総数 280,017,520株
(自己株式 10,976,752株を含む)

(3) 株主数 16,861名

(4) 大株主

所有者別株式分布状況（株式数比率）



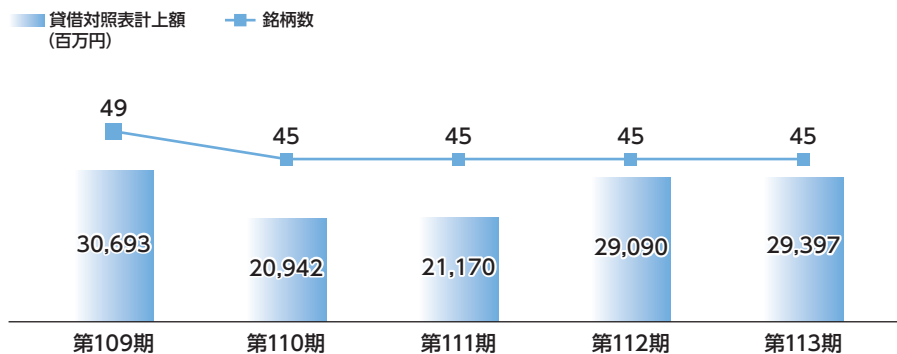
株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	37,051千株	13.77%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	13,724	5.10
株式会社 マ ル ワ	8,708	3.23
株式会社 三 菱 UFJ 銀 行	8,426	3.13
マ キ タ 取 引 先 投 資 会	5,868	2.18
株式会社 三 井 住 友 銀 行	5,800	2.15
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	5,353	1.98
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103	5,284	1.96
全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会	5,102	1.89
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	4,934	1.83

(注) 持株比率は当期末の発行済株式の総数（自己株式を除く）を基に算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	6,564株	8名

(ご参考) 純投資目的以外で当社が保有する株式の銘柄数及び貸借対照表計上額



3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

① 取締役

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
※取締役社長	後 藤 宗 利	
取締役執行役員	金 子 哲 久	開発技術本部長
取締役執行役員	土 屋 隆	国内営業本部長：大阪営業部担当兼務
取締役執行役員	吉 田 雅 樹	生産本部長
取締役執行役員	表 孝 至	海外営業本部長
取締役執行役員	大 津 行 弘	管理本部長
取締役執行役員	犬 塚 善 久	購買本部長
取締役執行役員	川 瀬 英 行	品質本部長
取締役	杉 野 正 博	株式会社LIXIL 顧問 北恵株式会社 社外取締役
取締役	岩 瀬 隆 広	DMG森精機株式会社 社外監査役
取締役 (常勤監査等委員)	若 山 光 彦	
取締役 (監査等委員)	井 上 尚 司	井上尚司法律事務所 弁護士 オークマ株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	西 川 浩 司	公認会計士西川浩司会計事務所 所長 清明監査法人 代表社員
取締役 (監査等委員)	氏 原 亜 由 美	氏原亜由美公認会計士事務所 所長 ヤマハ発動機株式会社 社外監査役 かがやき監査法人 社員 理研ビタミン株式会社 社外取締役 (監査等委員)

指名・報酬委員会：杉野正博^(※)、岩瀬隆広、井上尚司、後藤宗利、大津行弘

^{*}委員長

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
2. 当社は、グループ戦略の迅速な実行及び業務執行体制を強化するために、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役兼務を含む17名で構成されております。
3. 取締役 杉野正博氏、岩瀬隆広氏、井上尚司氏、西川浩司氏及び氏原亜由美氏は、社外取締役であります。
4. 監査・監督機能の実効性を強化するため、常勤の監査等委員を1名選定しております。
5. 取締役（監査等委員）西川浩司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役（監査等委員）氏原亜由美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、取締役 杉野正博氏、岩瀬隆広氏、井上尚司氏、西川浩司氏及び氏原亜由美氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
8. 当社は、取締役及び執行役員並びに子会社の役員（海外子会社については、当社からの出向役員及び、当社と海外子会社との兼務役員に限る。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。
- 保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役及び各社外取締役は、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。

(2) 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数					
		基 本 報 酬	員 数	業 績 連 動 報 酬		非 金 銭 報 酬	
				賞 与	員 数	譲渡制限付 株式報酬	員 数
取 締 役 (監査等委員を除く)	335百万円	97百万円	13名	208百万円	8名	30百万円	11名
取 締 役 (監査等委員)	33	33	4	-	-	-	-
合 計	368	130	17	208	8	30	11

- (注) 1. 上記基本報酬の総額には社外役員（社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名、社外取締役（監査等委員）3名）に支払った2千8百万円が含まれております。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役9名に対して、使用人給与相当額（賞与を含む。）1億2千1百万円を支払っております。
3. 当社は2021年6月25日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額2億4千万円（賞与及び使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とし、そのうち社外取締役については3千5百万円とする旨の決議をいただいております。同総会後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は11名（うち社外取締役2名）であります。また、同総会において、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額6千万円とする旨の決議をいただいております。同総会後の監査等委員である取締役は4名であります。
4. 当社は業績連動報酬等として取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して賞与を支給しております。
- 賞与は、株主の皆さまを意識した経営を行うことを目的として、剰余金の配当と同様、特殊要因を加減算した調整後の基本的1株当たり当期利益を基準としており、指名・報酬委員会への諮問・答申を経た上で、取締役会が一定の計算式に基づいて賞与の総額を決定し、株主総会に付議します。各取締役への賞与の配分については、取締役会の決議により委任を受けた指名・報酬委員会が業績、役職等に基づき、決定します。なお、当事業年度における特殊要因を加減算した調整後の基本的1株当たり当期利益は294円90銭です。

5. 当社は非金銭報酬等として取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式報酬を支給しております。当社は2021年6月25日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式の割当てによる報酬制度の導入を決議しており、上記3. の報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額1億円以内とする旨、並びに対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数（上限）を100,000株とする旨を決議しております。当該定時株主総会の決議の対象となる取締役の員数は9名（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）です。
- 当該譲渡制限付株式報酬の内容は、「(4)譲渡制限付株式報酬に関する事項」（35頁）に記載の通りです。
6. 上記譲渡制限付株式報酬は、当期における費用計上額を記載しております。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び委任等に関する事項

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、指名・報酬委員会への諮問・答申を経た上で、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、①②において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の報酬は、月例報酬、役員賞与、譲渡制限付株式報酬によって構成されており、中長期的な企業価値向上に向けた健全なインセンティブとなるよう、月例報酬、役員賞与、譲渡制限付株式報酬の割合を適切に定めることとしています。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等（役員賞与を除く。）については、取締役会で決議された決定方針に基づいており、当該方針に定める手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する委任に関する事項

月例報酬及び役員賞与については、取締役会の決議に基づき、個人別の報酬等の額の決定を指名・報酬委員会に委任します。指名・報酬委員会は社外取締役杉野正博氏、社外取締役岩瀬隆広氏、社外取締役（監査等委員）井上尚司氏、代表取締役社長後藤宗利氏、取締役執行役員管理本部長大津行弘氏の5名によって構成され、委員長は社外取締役杉野正博氏が務めております。

月例報酬及び役員賞与について、取締役会が個人別の報酬等の額の決定を指名・報酬委員会に委任した理由は、委員の過半数及び委員長を経営陣から独立した社外取締役とする指名・報酬委員会での審議・決定に委ねることにより、報酬等の決定に係る手続の透明性、客観性及び公正性を確保するためです。

当事業年度に係る役員賞与についての個人別の報酬等の額は、取締役会から委任を受けた指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めて多角的に審議し、決定する予定であることから、取締役会はその決定を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 監査等委員である取締役の報酬に関する事項

監査等委員である取締役の報酬については、経営に対する独立性を確保するため全額を固定報酬としており、その具体的金額については、監査等委員である取締役の協議で決定しております。

(4) 譲渡制限付株式報酬に関する事項

① 譲渡制限付株式報酬の概要

譲渡制限付株式報酬は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまとより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」という。）に対して導入しております。各対象取締役への譲渡制限付株式の割当てについては、指名・報酬委員会への諮問・答申を経た上で、取締役会において役職等に基づき、決定します。なお、譲渡制限付株式は毎年一定の時期に付与します。

② 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、50年間（以下、「譲渡制限期間」という。）当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

③ 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得します。また、本割当株式のうち、上記②の譲渡制限期間が満了した時点において下記④の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

④ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、当該対象取締役が、譲渡制限期間が満了した時点まで継続して当社の取締役の地位にあった場合には、当該満了時点において保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除しないものとします。

また、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

⑤ 譲渡制限付株式報酬の交付状況

「2 会社の株式に関する事項(5)」(28頁)に記載の通りです。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。
- ② 当期における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況	主な活動状況
取締役	杉 野 正 博	100% 12回／12回中	—	LIXILグループの経営に長年携わるなど企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役会等においては、当該視点から発言することで、取締役会における多様な視点からの意思決定、経営に対する監督機能の充実等にご貢献し、社外取締役として適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者及び報酬等の決定における透明性、客観性及び公正性の確保にご貢献しております。
取締役	岩 瀬 隆 広	100% 12回／12回中	—	トヨタグループの中核企業の経営に長年携わるなど企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役会等においては、当該視点から発言することで、取締役会における多様な視点からの意思決定、経営に対する監督機能の充実等にご貢献し、社外取締役として適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者及び報酬等の決定における透明性、客観性及び公正性の確保にご貢献しております。

区 分	氏 名	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	井 上 尚 司	100% 12回／12回中	100% 15回／15回中	弁護士としての専門的な知識や豊富な経験を有しており、取締役会及び監査等委員会等においては、当該視点から発言することで、取締役会における多様な視点からの意思決定、経営に対する監査・監督機能の充実に貢献し、監査等委員である社外取締役として適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者及び報酬等の決定における透明性、客観性及び公平性の確保に貢献しております。
取締役 (監査等委員)	西 川 浩 司	100% 12回／12回中	100% 15回／15回中	公認会計士として企業会計監査における専門的な知識や豊富な経験を有しており、取締役会及び監査等委員会等においては、当該視点から発言することで、取締役会における多様な視点からの意思決定、経営に対する監査・監督機能の充実に貢献し、監査等委員である社外取締役として適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	氏 原 亜 由 美	100% 12回／12回中	100% 15回／15回中	公認会計士としての財務・会計に関する専門的知見と、グローバルな企業の監査業務に携わってきた豊富な経験を有しており、取締役会及び監査等委員会等においては、当該視点から発言することで、取締役会における多様な視点からの意思決定、経営に対する監査・監督機能の充実に貢献し、監査等委員である社外取締役として適切な役割を果たしております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
① 当期に係る会計監査人の報酬等の額	130百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	159

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、2024年6月19日開催の監査等委員会にて、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 有限責任 あずさ監査法人は、KPMGインターナショナルの日本におけるメンバーファームであります。当社の子会社であるマキタ LLCは、KPMGインターナショナルのメンバーファーム以外の監査法人の監査を受けておりますが、その他の重要な子会社はKPMGインターナショナルのメンバーファームによる監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、EUにおけるCorporate Sustainability Reporting Directive（企業サステナビリティ報告指令）への対応支援業務を委託し、対価を支払っています。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。当該解任をした場合、監査等委員会が選定する監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会に解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づいて、会計監査人の不再任の議案を株主総会に提出いたします。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、年間配当金20円を下限とし、総還元性向(※)35%以上とすることを利益配分の基本方針としております。ただし特殊要因がある場合には、これを加減算した調整後の基本的1株当たり当期利益を基に配当額を決定いたします。また、自己株式の取得については、機動的な資本政策の遂行と資本効率の向上を通じた株主利益の増加を図るため、株価水準やフリー・キャッシュ・フロー等を考慮した上で検討してまいります。

$$\text{※総還元性向} = \frac{1 \text{株当たり年間配当金} + (\text{期中自己株式取得総額} \div \text{期中平均株式数})}{\text{基本的1株当たり当期利益 (特殊要因控除後)}} \times 100$$

内部留保資金については、いかなる経営環境の変化にも耐えられる財務体質を維持しながら、今後ますます重要性を増す環境対応への投資やグローバルな事業展開のために活用する所存です。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。なお、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めておりますが、期末配当については原則として株主総会で決定する方針です。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	756,437	流動負債	138,998
現金及び現金同等物	253,279	営業債務及びその他の債務	54,628
営業債権及びその他の債権	105,831	借入金	10,152
棚卸資産	338,116	その他の金融負債	6,739
その他の金融資産	39,660	未払法人所得税	13,003
その他の流動資産	19,552	引当金	6,216
		その他の流動負債	48,259
非流動資産	350,088	非流動負債	35,032
有形固定資産	266,609	退職給付に係る負債	3,185
のれん及び無形資産	9,574	その他の金融負債	15,584
その他の金融資産	35,881	引当金	1,793
退職給付に係る資産	17,710	繰延税金負債	14,341
繰延税金資産	18,123	未払法人所得税	104
その他の非流動資産	2,191	その他の非流動負債	25
資産合計	1,106,525	負債合計	174,030
		(資本の部)	
		資本金	23,805
		資本剰余金	46,014
		利益剰余金	732,556
		自己株式	△21,470
		その他の資本の構成要素	145,101
		親会社の所有者に帰属する持分合計	926,005
		非支配持分	6,490
		資本合計	932,495
		負債及び資本合計	1,106,525

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上収益	753,130
売上原価	△481,704
売上総利益	271,426
販売費及び一般管理費等	△164,388
営業利益	107,038
金融収益	7,450
金融費用	△6,011
税引前利益	108,477
法人所得税費用	△29,274
当期利益	79,203
当期利益の帰属	
親会社の所有者	79,338
非支配持分	△135

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	222,497	流動負債	75,211
現金及び預金	72,355	買掛金	53,972
受取手形	48	未払金	4,009
売掛金	78,808	未払費用	7,814
有価証券	4,195	未払法人税等	4,692
製品・商品	33,646	役員賞与引当金	208
仕掛品	2,046	製品保証引当金	1,264
原材料・貯蔵品	14,936	その他	3,252
短期貸付金	5,410	固定負債	2,306
その他	11,066	繰延税金負債	1,940
貸倒引当金	△13	退職給付引当金	227
固定資産	382,578	長期未払法人税等	104
有形固定資産	91,716	その他	34
建物	49,276	負債合計	77,517
構築物	3,184	(純資産の部)	
機械及び装置	8,543	株主資本	513,129
車両運搬具	151	資本金	24,206
工具、器具及び備品	5,471	資本剰余金	47,797
土地	18,786	資本準備金	47,525
建設仮勘定	6,303	その他資本剰余金	272
無形固定資産	2,301	利益剰余金	462,596
ソフトウェア	1,196	利益準備金	5,669
工業所有権	86	その他利益剰余金	456,927
その他	1,019	配当準備積立金	750
投資その他の資産	288,561	研究開発積立金	1,500
投資有価証券	32,541	圧縮記帳積立金	2,270
関係会社株式	140,507	別途積立金	85,000
関係会社出資金	101,347	繰越利益剰余金	367,407
差入保証金	1,315	自己株式	△21,470
前払年金費用	12,829	評価・換算差額等	14,428
その他	22	その他有価証券評価差額金	14,428
資産合計	605,075	純資産合計	527,557
		負債及び純資産合計	605,075

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		434,880
売上原価		355,572
売上総利益		79,307
販売費及び一般管理費		50,873
営業利益		28,434
営業外収益		
受取利息及び配当金	18,710	
その他の営業外収益	912	19,623
営業外費用		
支払利息	1	
為替差損	2,110	
その他の営業外費用	2	2,112
経常利益		45,945
特別利益		
固定資産売却益	8	
投資有価証券売却益	68	77
特別損失		
固定資産除売却損	253	253
税引前当期純利益		45,768
法人税、住民税及び事業税		8,467
法人税等調整額		32
当期純利益		37,269

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社 マ キ タ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福 井 淳
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 門 亮 介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マキタの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社マキタ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社 マ キ タ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福 井 淳
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 門 亮 介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マキタの2024年4月1日から2025年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第113期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

株式会社マキタ 監査等委員会

常勤監査等委員 若 山 光 彦 ㊞

監 査 等 委 員 井 上 尚 司 ㊞

監 査 等 委 員 西 川 浩 司 ㊞

監 査 等 委 員 氏 原 亜 由 美 ㊞

(注) 監査等委員 井上尚司、西川浩司及び氏原亜由美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

M E M O

ご参考

トピックス

マキタ・ルーマニアの社屋がリニューアル

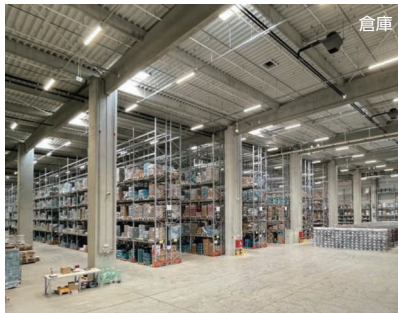
マキタ・ルーマニアは25周年を迎える2025年の1月に新社屋を開設しました。

新社屋の倉庫総面積は10,000㎡を超え、旧社屋から倉庫のキャパシティを大幅に増やしました。これにより、園芸用機器（OPE）等の大型製品の在庫もゆとりを持って置けるようになりました。また、ショールームや実演が行える十分なエリアを設けました。

新社屋をうまく活用し、アフターサービスのさらなる充実を図り、新製品紹介などのプロモーションを積極的に取り組んでまいります。



マキタ・ルーマニアの新社屋



倉庫



ショールーム

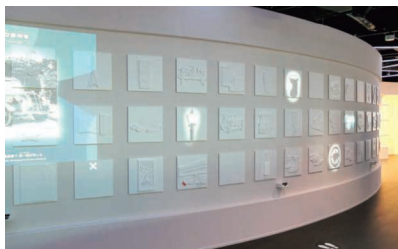
「あいち創業館」にて後藤十次郎氏が紹介されました

2024年11月1日、愛知県名古屋市の「あいち創業館」が開館しました。

同施設は、前日にオープンした日本最大規模のスタートアップ（起業）支援施設「STATION Ai」内の2階に設置されています。

あいち創業館では、革新的な事業を興した愛知県にゆかりのある創業者・経営者の印象的なエピソード、名言、生み出した製品など、当時の偉人たちの功績を展示しており、展示対象者には当社の礎を築いた後藤十次郎氏がリストアップされています。

プロジェクトマッピングやAIなどのデジタル技術が随所で活用されており、後藤十次郎氏が持ち前の強い信念で当社を電動工具メーカーへと発展させた様子をわかりやすく伝えています。



ご参考

新製品ダイジェスト

■ 充電式マルノコ HS013G

世界最大ノコ刃外径415mm^{※1}を誇る充電式マルノコです。40Vmaxリチウムイオンバッテリーとハイパワーブラシレスモータの採用によりAC機同等^{※2}のハイパワーを実現し、150mmの梁など、厚物材の一発切断が可能です。



厚物材も切断可能なハイパワー

充電式マルノコとしては初めての世界最大ノコ刃外415mm^{※1}を誇っています。40Vmaxバッテリーとハイパワーブラシレスモータの採用により、AC機同等^{※2}のハイパワーを実現。最大切込深さは158mmで梁などの厚物材を快適に一発で切断可能です。



軽量化・取り回し性向上

モータハウジング等各种部品の最適化により、質量を11.4kg (BL4050F装着時)と軽量化し、当社AC機より製品幅寸法を64mm短縮しました。



※1 充電式マルノコにおいて。2024年9月現在、当社調べ。 ※2 当社AC機比。 ※3 IP表示をしている製品は粉じんや水による影響を受けにくいように設計されていますが、故障しないことを保証するものではありません。 ※4 水や粉じんによって故障しないことを保証するものではありません。(当社基準) ※5 キックバックそのものを防止するものではありません。 ※6 別販売品の無線連動集じん機、ワイヤレスユニットが必要です。 ※写真で使用している靱肌プレミアムホワイトチップソーは別販売品です。

■ 充電式インパクトレンチ TW010G

D型ハンドルタイプの充電式インパクトレンチで、重機や大型トラックのメンテナンス等、サイズの大きいボルト脱着作業時に使用する電動工具です。ロングアンビル仕様で、大型自動車のホイール脱着に適しています。



エアインパクトレンチ同等の強力トルク



ハンマの外径を大きくすることで、エア式同等の強力トルクを実現しました。最大締付けトルク2,850N・m^{※1}、最大緩めトルク4,000N・m^{※2}と、ハイパワーな締付け・緩め作業を可能としています。

コードレスかつコンパクト



充電式(コードレス)のため、エアホースがないことによる使いやすさ、コンプレッサの準備が不要など、作業現場の効率化に貢献します。モータの配置を見直すことで、全長570mmと、コンパクトで優れた取り回しを実現しました。

※1 M36(強度区分:F10T)、摩擦接合ボルト3秒締付け時。 ※2 3秒以内に緩められるトルクの最大値。 ※3 IP表示をしている製品は粉じんや水による影響を受けにくいように設計されていますが、故障しないことを保証するものではありません。 ※4 水や粉じんによって故障しないことを保証するものではありません。(当社基準)

■ 充電式ハンディソー MUC028G/029G

ハンディソーは、手のこのような感覚で枝の切断ができるハンディタイプのチェーンソーです。コンパクトでありながら、粘り強いパワー感を実現しており、手軽な枝打ち作業から雑木切断まで、各種切断作業を軽快に行えます。



コンパクトかつハイパワーを実現



軽量・コンパクトなボディでありながら、40Vmaxバッテリーとハイパワーブラシレスモータの搭載により、粘り強いハイパワーな切断を実現しました。

チェーンテンション自動調整機能

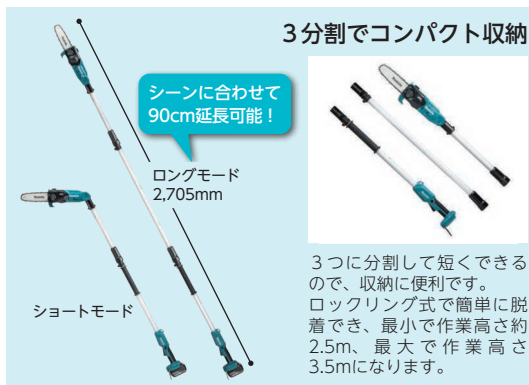


レバーを緩めて締め直すだけで、チェーン刃のテンション調整を自動で行うことができます。また、チェーン部への給油を自動で行い、使用時の注油の手間を省きます。

※1 本機は雨の中での使用に耐える製品仕様となっていますが、故障しないことを保証するものではありません。(当社基準)
※2 水や粉じんによって故障しないことを保証するものではありません。(当社基準) ※3 バッテリーを装着した場合は、本体側の保護等級に準じます。

■ 充電式高枝チェーンソー MUA200D

製品全長約2.7mで、脚立や高所作業車を使用しなくても高所の枝払いが手軽に行えます。自宅の庭や道路にはみ出した枝の切断といった日常使いに最適。プロの方の「サブ機」としてチョイ使いもおすすめです。



3分割でコンパクト収納

シーンに合わせて
90cm延長可能！

ロングモード
2,705mm

ショートモード

3つに分割して短くできるので、収納に便利です。ロックリング式で簡単に脱着でき、最小で作業高さ約2.5m、最大で作業高さ3.5mになります。

ワンタッチ角度調整



ワンタッチで角度調整のロック・解除ができます。刃の角度は上側60°、下側60°の間で計9段階の調整が可能。

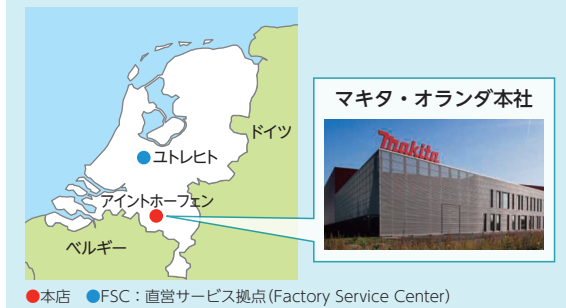
※1 水や粉じんによって故障しないことを保証するものではありません。(当社基準)

ご参考

グローバル ネットワークの紹介

マキタ・オランダ

会 社 名：Makita Nederland B.V.
設 立：1974年5月
本社所在地：オランダ アイントホーフェン



オランダにおけるマキタ

オランダは国土こそ九州とほぼ同じ大きさながら、人口約1,800万人（世界67位）、GDPでは世界18位と、欧州において強い存在感を放っています。

環境政策、技術革新、デジタル化の推進、先進的な都市インフラなどの分野で、欧州内外で高く評価されており、特にインフラをはじめとする公共事業の現場では脱エンジン化への意識が高いのが特徴です。また、企業としてのサステナビリティへの取り組み、情報開示の面でも他国に先んじています。

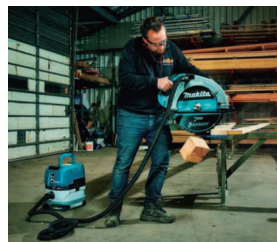
当社は、オランダ市場における堅調なインフラ整備需要や、古い住宅の改修・リノベーションに適した40Vmaxシリーズの新製品拡販に注力しています。

インフラ事業で欠かせないパワーカッターや、リノベーション・塗装剥がしで使われるサンダが、人手不足の現場で活躍しています。



2025年1月には、オランダ最大の建設見本市に出展し、63,000人を超える建設関係の来場者を迎え、大盛況となりました。

マキタブースは終始人の流れが絶えず、450mm充電式マルノコ、18Vの新ネイラシリーズ、サンダを中心に、マキタの技術力とイノベーションを多くのユーザーに体験していただきました。



次の50年に向けて

2024年に設立50周年を迎えたマキタ・オランダは、これまで多岐にわたる市場(建築、インフラ、園芸用機器、清掃)で、プロユーザーや販売店の方々に支えられてきました。

次の50年も引き続き信頼いただけるよう、顧客に寄り添い、現場に密着した体制のもと、物流・修理サービスの点検と改善を徹底してまいります。

特に充電式工具の需要拡大が見込まれるインフラ市場、リノベーション現場に注力し、排ガス規制対応、人手不足への貢献、現場の効率化など社会に貢献できるよう努めてまいります。



株主メモ

事業年度 4月1日から翌年3月31日まで

定時株主総会 6月

単元株式数 100株

株主確定基準日 1) 定時株主総会、期末配当金 3月31日
2) 中間配当金 9月30日

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 名古屋市中区栄三丁目15番33号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

郵便物送付先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(電話照会先) 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
(平日午前9時～午後5時)
(土・日・祝日および12/31～1/3を除く)

公告方法 電子公告

電子公告掲載アドレス <https://www.makita.co.jp/ir/>
(電子公告を行うことができない場合は日本経済新聞にて掲載)

上場証券市場 東京、名古屋 証券コード 6586

【お知らせ】

- 1.住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について
株主さまの口座のある証券会社にお申出ください。なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主さまは、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
- 2.未払配当金の支払いについて
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

ホームページのご案内

ホームページを通じて、企業活動や製品に関する詳しい情報をご覧いただけます。

【製品情報】

新製品のご紹介、電動工具、ホーム用電動工具、園芸用機器等の各種カタログのほか、取扱説明書等がご覧いただけます。

【企業情報】

当社の概要や沿革のほか、会社案内等がご覧いただけます。

【投資家情報】

業績の推移、決算情報、プレスリリースのほか、決算発表予定日等の情報をタイムリーに提供しています。



マキタ トップページ
<https://www.makita.co.jp/>



投資家向け情報サイト
<https://www.makita.co.jp/ir/>



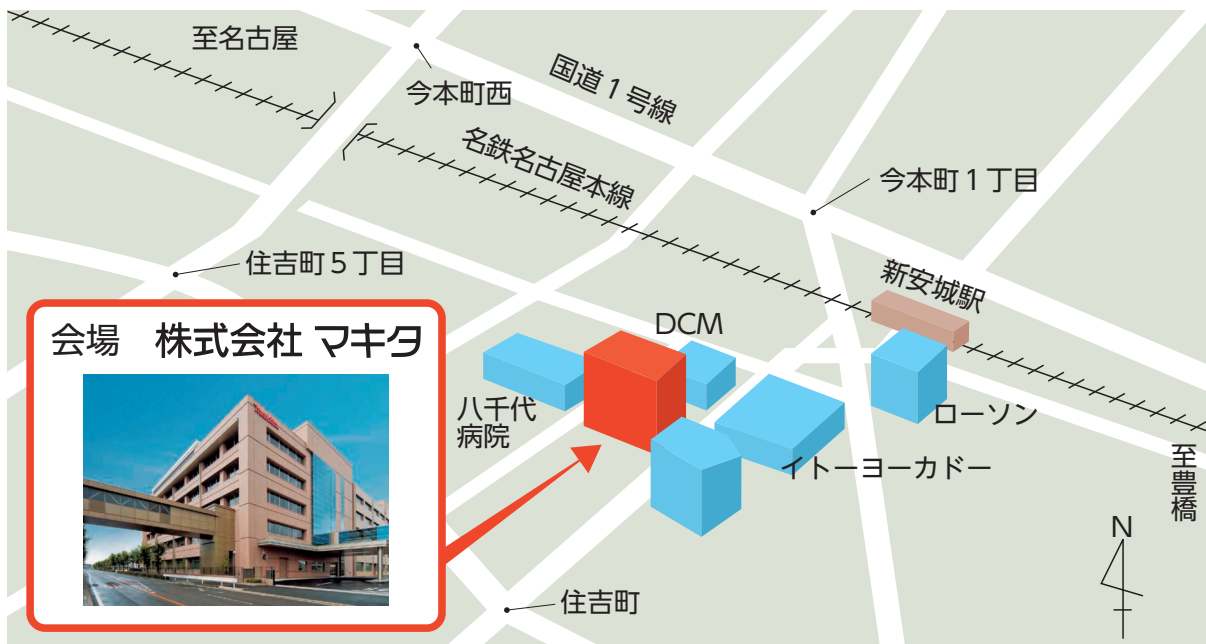
株主総会会場ご案内図

会場

株式会社マキタ 本店 5階ホール

愛知県安城市住吉町3丁目11番8号

電話(0566)98-1711(代表)



会場 株式会社 マキタ



交通機関

名鉄名古屋本線 新安城駅下車 南口より徒歩約5分

● 送迎バスの運行はありません。あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

受付時間

● 受付開始は、午前9時を予定しております。

当日ご出席の株主さまへ

● 当日は節電への協力の一環として、会場の空調を弱めに設定させていただきます。ご出席される株主の皆さまには軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

株主総会ご出席株主さまへのお土産の配布はございません。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 マキタ



第113回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

会社の体制及び方針
連結持分変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

株式会社 マキタ

会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 取締役会は、当社グループの役員及び従業員全員の行動指針となる「倫理指針」及び「マキタ倫理指針のガイドライン」を定め、各取締役は執行役員及び従業員に周知徹底させる。
 - (ii) 企業倫理やコンプライアンスを徹底するため、「企業倫理ヘルプライン（内部通報）規程」を定め、当社グループ内外に連絡窓口を設置し、問題を汲み上げる体制を構築する。また、ホームページ上に会計、内部統制及び監査に関して外部からの意見・指摘を受ける窓口を設置する。
 - (iii) 内部監査室は、随時必要な内部監査を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、取締役会規程、稟議規程等社内規程に基づき、適切に保存し管理する。取締役は、それらの情報を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) 各取締役は、自己の担当領域について、当社グループ全体のリスク管理体制を構築する権限と責任を有し、経営上重大な事態が生じた場合は取締役会及び監査等委員会へ報告する。
- (ii) 各部門において、品質管理、災害防止、資金運用など、必要に応じリスク管理のための規程、ガイドライン等を定め運用する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (i) 取締役会を月1回開催するほか必要に応じて臨時に開催する。また、取締役会が決定する経営方針に基づき、事業年度ごとに各部門における重点目標を策定し、各取締役がその達成に向け職務を執行するとともに、取締役会は進捗及び実績を管理する。
- (ii) 取締役会は、経営方針を実施するための基本となる経営組織、役職、職務分掌及び職務権限に関する基準を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。
- (iii) 当社グループ戦略の迅速な実行及び業務執行体制を強化するために、執行役員制度を導入し、機動的かつ効率的な業務運営を図る。
- (iv) 全ての子会社について、当社の内に対応窓口部署を定め、子会社の業務が効率的に行われるよう、協議、情報交換等を行うことを通じて、当社グループ全体における経営の効率性の向上を図る。

- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (i) 全ての子会社は担当取締役の管轄下であり、報告規程に基づき経営上重要な事項、不正等に関する事項を適切に報告する。担当取締役はこの報告を受けて必要に応じて監視状況を取締役会に報告する。
 - (ii) 財務報告の信頼性を確保するため、当社グループの財務報告に係る内部統制の文書化及び評価の方針を定め、その有効性を評価する。
 - (iii) 監査等委員会による当社グループの内部統制システムの監視・検証のため、内部監査室等との連携及び会計監査人からの報告の体制を整備する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき従業員として、必要な人員を配置する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
 - (i) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、他部署の職務を兼務せず、専ら監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。
 - (ii) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の独立性を確保するため、その任命、異動等に関する事項の決定については監査等委員会の同意を必要とする。
- ⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - (i) 当社グループの取締役、執行役員及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項、経営上重要な事項、不正等に関する事項、内部統制システムの構築状況及び運用状況、内部通報制度の運用及び通報の内容等につき、当社の監査等委員会に報告する。
 - (ii) 当社の監査等委員会が選定する監査等委員は、必要に応じて当社グループの取締役、執行役員及び従業員に対して報告を求めることができ、当社の監査等委員会が当社グループの取締役及び会計監査人と意見交換等を行うことができる体制を整備する。
 - (iii) 当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの取締役、執行役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、執行役員及び従業員に周知徹底する。

- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (i) 監査等委員会による会計監査人の監督機能を強化するため、「監査及び非監査業務の事前承認に係る方針及び手続き」を定める。監査等委員会監査等基準に則って監査を行うことにより、監査の実効性を確保する。
 - (ii) 監査等委員会の独立性を確保するため、監査等委員である取締役の報酬は全額固定報酬とする。
 - (iii) 監査等委員の職務の執行に係る費用（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）については毎年予算を確保し、その費用は当社が負担する。
- ⑩ 反社会的勢力の排除に向けた体制
 - (i) 当社グループは、企業の社会的責任の観点から、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による事業活動への関与には、常に毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
 - (ii) 経営姿勢／品質方針に「反社会的勢力の介入を許さない」方針を明記し、社内及びホームページに掲示し、社内外に周知する。
 - (iii) 業務遂行上遵守すべき行動基準を定めた「マキタ倫理指針のガイドライン」において、反社会的勢力との取引の禁止を明記し、各取締役は執行役員及び従業員に周知徹底させる。
 - (iv) 警察及び公益財団法人愛知県暴力追放運動推進センターなど外部関連団体と常に連携をとりながら、反社会的勢力による事業活動への関与防止、当該勢力による被害の防止等に努める。
 - (v) 平素より警察及び外部関連団体から情報を収集するとともに、積極的に研修会へ参加し当該情報の当社及び当社グループ関係部門での情報共有に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① コンプライアンスに関する取り組みの状況
 - (i) 「倫理指針」、「マキタ倫理指針のガイドライン」及び「企業倫理ヘルプライン（内部通報）規程」を当社グループの役員及び従業員全員に対して継続的に周知・教育を行っております。
 - (ii) 従業員全員に対してアンケートを実施するなど、コンプライアンスの重要性への意識付けと倫理指針の理解浸透を図っております。

② リスク管理に関する取り組みの状況

代表取締役、担当取締役、常勤の監査等委員である取締役、内部監査室及び当社の各部門長が出席し、当社グループの事業活動におけるリスクの抽出・精査を行う開示委員会を定期的に開催しております。

③ 内部監査に関する取り組みの状況

- (i) 内部監査室は、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会及び経営陣に報告しております。
- (ii) 内部統制監査等において発見された内部統制の不備については、適時かつ適正な是正が行われる仕組みを構築しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する取り組みの状況

- (i) 取締役会にて、各部門の年度目標を承認するとともにその達成状況の進捗を管理しております。
- (ii) 業務執行を担当する執行役員（期末時点で17名、うち海外在勤5名）を主要各部門に配置し、業務の組織的かつ効率的な運営を図っております。

⑤ 監査等委員会の職務に関する取り組みの状況

- (i) 監査等委員会は、会計監査人と四半期ごとに会合を開催し、情報交換を行っております。
- (ii) 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と個別に面談を行い、情報交換を行っております。
- (iii) 監査等委員の職務の執行に必要な費用（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について、監査等委員の請求に従い速やかに処理しております。

連結持分変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	その他の 資本の 構成要素	合計
当期首残高	23,805	45,607	669,359	△21,501	150,886	868,156
当期利益			79,338			79,338
その他の包括利益					△3,902	△3,902
当期包括利益合計	—	—	79,338	—	△3,902	75,436
配当金			△18,025			△18,025
子会社株式の追加取得		361				361
自己株式の取得				△3		△3
株式報酬取引		46		34		80
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替			1,883		△1,883	—
所有者との取引額合計	—	407	△16,142	31	△1,883	△17,587
当期末残高	23,805	46,014	732,556	△21,470	145,101	926,005

	非支配 持分	資本 合計
当期首残高	7,050	875,206
当期利益	△135	79,203
その他の包括利益	△65	△3,966
当期包括利益合計	△199	75,237
配当金		△18,025
子会社株式の追加取得	△361	—
自己株式の取得		△3
株式報酬取引		80
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替		—
所有者との取引額合計	△361	△17,948
当期末残高	6,490	932,495

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な会社名

53社 マキタ U.S.A. Inc.、マキタ (U.K.) Ltd.、マキタ・ヴェルクツォイク GmbH (ドイツ)、マキタ・フランス SAS、マキタ Oy (フィンランド)、マキタ LLC(ロシア)、マキタ・オーストラリア Pty.Ltd.、牧田 (中国) 有限公司、マキタ・ド・ブラジル Ltda.、牧田 (昆山) 有限公司、マキタ EU S.R.L. (ルーマニア)

3. 会計方針に関する事項

(1) 金融商品の評価基準及び評価方法

① 非デリバティブ金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、当初認識時において、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。当社グループでは、営業債権及びその他の債権については発生日に当初認識しており、その他の金融資産については金融商品の契約の当事者となった取引日に当初認識しております。

全ての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除き、公正価値に当該金融資産に直接帰属する取引費用を加算した額で当初測定しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権は取引価格で当初測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

次の条件がともに満たされる金融資産を償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産に分類されずに公正価値で測定することとされた金融資産のうち、売買目的ではない資本性金融商品への投資については、当初認識時に、その公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行うことが認められており、当社グループでは金融商品ごとに当該指定を行っております。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(ii) 事後測定

(a) 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産は、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しております。実効金利法による利息収益は純損益で認識しております。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品は、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しております。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合、もしくは公正価値が著しく下落した場合にその累計額を利益剰余金に振り替えております。なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品からの配当収益については純損益として認識しております。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益、配当収益及び利息収益は純損益として認識しております。

(iii) 認識の中止

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんど全てが移転している場合に、認識を中止しております。

② 金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産に係る予想信用損失に対して、貸倒引当金を認識しております。予想信用損失は、契約に基づいて受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額の割引現在価値に基づいて測定しております。

金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合、全期間の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。当初認識以降に著しく増大していない場合には、12ヵ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。なお、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、期日経過の情報や内部信用格付に基づく相手先の信用リスク特性に応じて区分し、その区分に応じて算定した過去の信用損失の実績率に将来の経済状況等の予測を加味した引当率を乗じて、常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かは、当初認識時における債務不履行発生リスクと各期末日における債務不履行発生リスクを比較して判断しており、期日経過情報のほか、合理的かつ裏付け可能な情報を考慮しております。金融資産の全部又は一部について回収ができず、又は回収が極めて困難であると判断された場合は債務不履行が生じているとみなし、債務不履行に該当した場合は信用減損金融資産として取り扱っております。

金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額及び戻入額は、純損益で認識しております。

③ 非デリバティブ金融負債

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、当初認識時において、償却原価で測定する金融負債及び純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。金融負債は、当社グループが当該金融負債の契約当事者になる取引日に当初認識しております。

全ての金融負債は、当初認識時に公正価値で測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、公正価値から直接帰属する取引コストを控除した額で測定しております。

(4) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産は、報告期間の期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。

減損の兆候が存在する場合には減損テストを実施し、当該資産の回収可能価額を見積っております。なお、のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については償却を行わず、毎年及び減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を見積っております。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。

個別の資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を上回る場合には純損益にて減損損失を認識し、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。資金生成単位又は資金生成単位グループに関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに係る減損損失は、戻入れを行っておりません。のれん以外の非金融資産に係る減損損失は、減損損失がもはや存在しないか又は減少している可能性を示す兆候が存在する場合に当該資産の回収可能価額を見積っており、回収可能価額が減損処理後の帳簿価額を上回った場合には減損損失の戻入れを行っております。なお、減損損失の戻入れは過去の期間において当該資産に認識した減損損失がなかった場合の帳簿価額を超えない範囲内で純損益にて認識しております。

(5) 引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが現在の法的債務又は推定的債務を有し、その債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が生じる可能性が高く、かつ当該債務の金額について信頼できる見積りができる場合に認識しております。

貨幣の時間的価値の影響が重要な場合には、当該引当金は負債の決済に必要と予想される支出額の現在価値で測定しております。現在価値は、貨幣の時間的価値とその負債に特有なリスクを反映した税引前割引率を用いて計算しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

製品保証引当金は、製品のアフターサービスに対する費用支出に備えるため、過去の実績額に基づき、現行の製品不良率、過去に実績のない特定製品の不具合、不良製品の修理において被る材料費や発送費用の発生等による影響を考慮して計上しております。製品保証引当金は、収益認識がなされた時点で引当金及び売上原価として計上されております。

(6) 退職後給付

当社グループは、従業員の退職後給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を採用しております。

① 確定給付制度

確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る資産又は負債は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しております。当期勤務費用及び確定給付負債の純額に係る利息純額は、純損益として認識しております。過去勤務費用は発生した期の費用として認識しております。

確定給付制度に係る資産又は負債の純額の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益に一括認識し、直ちに利益剰余金に振り替えております。

② 確定拠出制度

確定拠出制度については、確定拠出制度に支払うべき拠出額を、従業員が関連するサービスを提供した期間に費用として認識しております。

(7) 外貨換算

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループ各社の機能通貨に換算しております。期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートにより機能通貨に換算しております。

外貨建非貨幣性資産及び負債は、取得原価により測定されているものは、取引日の為替レートを使用して換算し、公正価値で測定されるものは、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。当該換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。ただし、公正価値で測定しその変動をその他の包括利益として認識する資本性金融商品の換算により発生した差額はその他の包括利益として認識しております。

② 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債は、期末日の為替レートで、収益及び費用は、為替レートが著しく変動している場合あるいは超インフレ経済国の通貨である場合を除き、期中平均為替レートで日本円に換算しております。この結果生じる換算差額はその他の包括利益として認識しております。また、在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識しております。超インフレ経済下にある子会社の財務諸表は、超インフレ会計の適用により期末日の為替レートで当社グループの表示通貨に換算しております。

(8) 収益認識

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは電動工具、園芸用機器等の製造・販売を主な事業としております。これらの製品販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡

時点で収益を認識しております。又、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下のとおりです。

- ・ 確定給付制度債務の測定

当連結会計年度の連結計算書類に計上した確定給付制度債務の金額は32,958百万円です。当社グループは、従業員の退職後給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を採用しております。確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用等は、数理計算上の仮定に基づいて算定しております。数理計算上の仮定には、割引率等様々な変数についての見積り及び判断が求められます。数理計算上の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果や関連法令の改正・公布によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

- ・ 繰延税金資産の回収可能性

当連結会計年度の連結計算書類に計上した繰延税金資産の金額は18,123百万円です。繰延税金資産は、未使用の税務上の繰越欠損金、税額控除及び将来減算一時差異のうち、将来課税所得に対して利用できる可能性が高いものに限り認識しております。課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合には、繰延税金資産の残高が増減する可能性があります。

- ・ 棚卸資産の評価

当連結会計年度の連結計算書類に計上した棚卸資産の金額は338,116百万円であり、正味実現可能価額の下落による簿価切下額49,136百万円を差し引いて計上しております。

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しております。正味実現可能価額で測定する場合には、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しております。

正味実現可能価額は通常の営業過程における見積売価から販売に要する見積コストを控除した額であります。ただし、営業循環過程から外れて滞留する棚卸資産については、販売方針、将来の需要や市場動向を反映して正味実現可能価額を算定しております。

市場環境が予測より悪化して正味実現可能価額が著しく下落した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金
営業債権及びその他の債権
1,670百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額
236,351百万円
なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

連結持分変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株 式 の 種 類	当 期 首	増 加	減 少	当 期 末
普 通 株 式	280,017,520株	一株	一株	280,017,520株

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	12,644	47	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年10月30日 取締役会	普通株式	5,381	20	2024年9月30日	2024年11月28日

- (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	24,214	90	2025年3月31日	2025年6月26日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（為替リスク・株価リスク・金利リスク・信用リスク・流動性リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。

- (1) 市場リスク

- ① 為替リスク管理

当社グループは、グローバルに事業活動を展開しており、外貨建による売買取引において、為替相場の変動によるリスクに晒されております。外貨建取引については、外貨預金口座を通じての決済、為替予約のデリバティブ取引により為替変動リスクをヘッジすることで、この為替変動リスクによる影響を軽減しております。なお、このデリバティブ取引について、ヘッジ会計は適用しておりませんが、この取引が為替変動による影響を有効に相殺しているものと判断しております。

② 株価リスク管理

当社グループは、上場株式を保有しており、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに対しては、市場価格や発行体の財務状況等を定期的に把握し、保有状況を適宜見直しております。

(2) 金利リスク

当社グループの有利子負債は借入金及びリース負債であり、一部の借入金は変動金利で調達しておりますが、全て短期のため、市場金利の変動が当社グループの損益に与える影響は軽微と考えられます。従って、当社グループにとって金利リスクは重要ではないと判断しております。

(3) 信用リスク

当社グループは、保有する金融資産の相手が債務を履行できなくなるにより、財務上の損失を被る信用リスクに晒されております。営業債権である売掛金及び受取手形については、顧客の信用リスクに晒されております。

当社グループは、与信管理規程に従い、取引先に対して与信限度枠を設定し、営業管理部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握に努め、信用リスクの軽減を図っております。なお、当社グループは、単独の取引先又はその取引先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

当社グループの資金運用は、預入先や債券の発行体の信用リスクに晒されております。

当社グループは資金運用ガイドラインに従い、現金及び現金同等物、その他の金融資産について、格付けの高い金融機関の商品のみを保有しており、信用リスクは低いと考えております。

(4) 流動性リスク

流動性リスクとは、当社グループが現金又はその他の金融資産により決済する金融負債に関連する債務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

営業債務及びその他の債務、借入金及びその他の金融負債は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、適時資金計画を作成・更新するとともに、金融機関からの借入枠を維持すること等により、当該リスクを管理しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における金融商品の帳簿価額及び公正価値は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融資産 負債性証券	510	499

(注) 1. 連結財政状態計算書において公正価値で測定する金融商品及び帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品は上表には含めておりません。

2. 償却原価で測定する金融資産の負債性証券は、連結財政状態計算書の「その他の金融資産」に含まれております。

(公正価値のヒエラルキー)

- 金融商品の公正価値のヒエラルキーは、次のとおり分類しております。
- レベル1：活発な市場における相場価格により測定された公正価値
- レベル2：レベル1に含まれる相場価格以外で、直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して測定された公正価値
- レベル3：観察可能でないインプットを含む評価技法を用いて測定された公正価値

(公正価値の測定方法)

- (現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務)
 - 短期間で決済されるため、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっております。
- (借入金)
 - 全て一年以内に返済されるものであり、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっております。
- (その他の金融資産、その他の金融負債)
 - その他の金融資産のうち、3ヵ月超の定期預金については、短期間で決済されるため、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっております。上場株式はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産として、取引所の市場価格によっております。
 - デリバティブは純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債として、為替レート等の市場で観察可能な基礎条件に基づいて算定しております。

3. 金融商品の公正価値の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(1) 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額及び公正価値は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
負債性証券	510	—	499	—	499

- (注) 1. 帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品は上表には含めておりません。
2. 償却原価で測定する金融資産の負債性証券は、連結財政状態計算書の「その他の金融資産」に含まれております。

(2) 経常的に公正価値で測定する金融資産及び金融負債の公正価値

公正価値ヒエラルキーのレベルごとに分類した、経常的に公正価値で測定する金融資産及び金融負債の内訳は、次のとおりであります。

なお、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	31,315	—	1,678	32,993
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ資産	—	647	—	647
負債性証券	—	588	—	588
合計	31,315	1,235	1,678	34,228
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	—	2,379	—	2,379
合計	—	2,379	—	2,379

(注) 1. 当連結会計年度において、レベル1とレベル2の間の振替はありません。

2. その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、連結財政状態計算書の「その他の金融資産」に含まれております。また、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、連結財政状態計算書の「その他の金融負債」に含まれております。

レベル1に分類されている金融資産は主に市場性のある上場株式であります。上場株式は十分な取引量と頻繁な取引がある活発な市場における市場価格によっております。

レベル2に分類されている金融資産及び金融負債はデリバティブと負債性証券であります。デリバティブは為替予約であり、為替レート等の市場で観察可能な基礎条件に基づいて算定しております。負債性証券は非上場の投資信託であり、証券会社からの基準価格に基づいて算定しております。

レベル3に分類されている金融資産は、主に非上場株式であります。当社グループの会計方針等に従って、入手可能な直前の数値を用いて算定しております。なお、レベル3に分類されている金融資産は、当連結会計年度において重要な変動はありません。

収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループは、主に電動工具・園芸用機器等を製造・販売する単一事業分野において事業活動を行っており、売上収益の内訳は次のとおりであります。なお、当社グループの売上収益は全て顧客との契約から生じたものであります。

①製品及びサービス別売上収益

売上収益の製品及びサービス別内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
電動工具等	405,660
園芸用機器・家庭用機器・その他製品	180,675
部品、修理及びアクセサリー	166,795
合計	753,130

②地域別売上収益

売上収益の地域別内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
日本	127,168
欧州	371,798
北米 (うち：米国)	83,919 (72,433)
アジア	45,031
その他	125,214
合計	753,130

(注) 売上収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループの主要な事業における顧客との契約に基づく履行義務の内容及び履行義務に係る収益認識時点については、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項 (8) 収益認識 に記載しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり親会社所有者帰属持分 3,441円88銭

基本的 1 株当たり当期利益 294円90銭

重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得

当社は、2025 年 4 月 28 日開催の取締役会において、会社法第 459 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、下記のとおり、自己株式取得に係る事項を決議しました。

1. 自己株式の取得を行う理由

利益配分に関する基本方針を踏まえ、機動的な株主還元を行うため。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類 普通株式

(2) 取得し得る株式の総数 7,000 千株 (上限) (発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 2.60%)

(3) 株式の取得価額の総額 200 億円 (上限)

(4) 取得期間 2025 年 4 月 30 日 ~ 2025 年 9 月 30 日

(参考) 2025 年 3 月 31 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く) 269,040,768 株

自己株式数 10,976,752 株

※記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金		資本剰余金						
			資本準備金		その他資本剰余金			資本剰余金合計	
当期首残高	24,206		47,525		225			47,750	
当期変動額									
圧縮記帳積立金の取崩									
剰余金の配当									
当期純利益									
自己株式の取得									
自己株式の処分					47			47	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									
当期変動額合計					47			47	
当期末残高	24,206		47,525		272			47,797	

	株主資本								
	利益剰余金							自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金 合計		
配当準備 積立金		研究開発 積立金	圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	5,669	750	1,500	2,308	85,000	348,125	443,352	△21,501	493,807
当期変動額									
圧縮記帳積立金の取崩				△37		37			
剰余金の配当						△18,025	△18,025		△18,025
当期純利益						37,269	37,269		37,269
自己株式の取得								△3	△3
自己株式の処分								34	82
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									
当期変動額合計				△37		19,281	19,244	31	19,322
当期末残高	5,669	750	1,500	2,270	85,000	367,407	462,596	△21,470	513,129

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金		評価・換算差額等合計	
当期首残高	14,459		14,459	508,266
当期変動額				
圧縮記帳積立金の取崩				
剰余金の配当				△18,025
当期純利益				37,269
自己株式の取得				△3
自己株式の処分				82
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△31		△31	△31
当期変動額合計	△31		△31	19,291
当期末残高	14,428		14,428	527,557

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
- 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）
- 子会社株式

移動平均法による原価法
- その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法
2. デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準
- 時価法
3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- 通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・商品・仕掛品・原材料

総平均法
- 貯蔵品

最終仕入原価法
4. 固定資産の減価償却の方法
- 有形固定資産

定額法

（リース資産除く）

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

31～50年

機械及び装置

5～10年
- 無形固定資産

定額法

（リース資産除く）

自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

工業所有権については8～17年の定額法によっております。
- リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金	……………売上債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
役員賞与引当金	……………役員賞与の支出に備えて、当期における支給見込額に基づき計上しております。
製品保証引当金	……………製品のアフターサービスに対する支出及び製品販売後の無償修理費用等の支出に備えるため、過去の実績等を基礎として見積算出額を計上しております。
退職給付引当金	……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、退職給付引当金及び前払年金費用として計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は電動工具、園芸用機器等の製造・販売を主な事業としております。これらの製品販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。又、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下のとおりです。

・棚卸資産の評価

当事業年度の計算書類に計上した棚卸資産の金額は50,628百万円であり、収益性の低下による簿価切下額1,798百万円を差し引いて計上しております。

棚卸資産は、原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により評価しております。

事業年度末における正味売却価額（見積売価から見積販売直接経費を控除して算出）が取得原価より下落している場合には、正味売却価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しております。また、営業循環過程から外れて滞留する棚卸資産については、販売方針、将来の需要や市場動向を考慮し、帳簿価額の切下げを行っております。

市場環境が予測より悪化して収益性が著しく低下した場合には、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

建物	35,709百万円
構築物	3,548百万円
機械及び装置	14,873百万円
車両運搬具	302百万円
工具、器具及び備品	30,583百万円
合計	85,015百万円

2. 保証債務

金融機関からの借入金に対する保証	
マキタ U.S.A. Inc.に対する保証極度額（5千万米ドル）	7,476百万円
マキタd.o.oに対する保証極度額（5百万ユーロ）	810百万円
マキタEngineering Germany.G.m.b.H.に対する保証極度額（135万ユーロ）	219百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	64,293百万円
短期金銭債務	47,388百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	285,513百万円
仕入高等	274,415百万円
営業取引以外による取引高	18,252百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	当 期 首	増 加	減 少	当 期 末
普 通 株 式	10,993,621株	700株	17,569株	10,976,752株

(変動の理由)

増加の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 700株

減少の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式の割当による減少 17,569株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払費用	2,215百万円
棚卸資産	1,124百万円
未払事業税等	401百万円
投資有価証券評価損	471百万円
減価償却超過額	3,139百万円
固定資産減損	84百万円
その他	1,219百万円
小計	8,653百万円
評価性引当額	△551百万円
合計	8,102百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△3,908百万円
その他有価証券評価差額金	△5,123百万円
固定資産圧縮記帳積立金	△1,011百万円
合計	△10,042百万円
繰延税金負債の純額	△1,940百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.2%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△11.0%
外国子会社配当金源泉税	2.4%
試験研究費税額控除	△2.1%
グローバル・ミニマム課税	0.2%
賃上げ促進税制による税額控除	△1.3%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.6%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.2%から31.1%に変更し計算しております。

この税率変更による影響は軽微であります。

リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	353百万円
1 年超	2,866百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の 名 称	事 業 の 内 容 又 は 職 業	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が 議決権の過半数を 所有している会社等 (当該会社等の 子会社を含む)	株 式 会 社 ト ー ア (注 1)	自動制御装置の 設 計、製 作 及 び 販 売	被所有 直接 0.0	生産設備の購入 役員兼任(2 名)	生産設備の 購入(注 3)	32	未払金	1
	株 式 会 社 マ ル ワ (注 2)	不 動 産 業	被所有 直接 3.2	広 告 掲 出 役員兼任(2 名)	広告宣伝 (注 3)	2	－	－
役員に準ずる者	後 藤 昌 彦 (注 4)	当 社 名 誉 会 長	被所有 直接 0.9	当 社 名 誉 会 長	名誉会長報酬の支払	18	未払 費用	2

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注 1) 当社名誉会長（前 取締役会長）後藤昌彦、取締役社長 後藤宗利及びその近親者が議決権の100%を所有しております。
- (注 2) 当社名誉会長（前 取締役会長）後藤昌彦、取締役社長 後藤宗利及びその近親者が議決権の68.1%を所有しております。
- (注 3) 株式会社トーア及び株式会社マルワとの取引は、市場実勢価格を勘案して、交渉のうえ、価格を決定しております。
- (注 4) 後藤昌彦氏は、当社の代表取締役経験者であり、その長年の経営経験に基づいて現経営陣に対する助言・サポートを行うことが当社事業にとって有益であると考えられるため、名誉会長を委嘱しております。報酬額につきましては、委嘱業務の内容等を考慮し、指名・報酬委員会で協議の上決定しております。

2. 子会社等

属性	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)		関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子 会 社	マ キ タ U.S.A. Inc.	直接	100.0	債務保証 役員兼任 (3名)	債務保証 (注1)	7,476	—	—
	マキタ・ヴェルクツォイクGmbH. (ド イ ツ)	直接 間接	1.0 99.0	商品及び製品の 販売等 役員兼任 (2名)	商品及び製品の販 売等 (注2)	35,123	売掛金	6,723
	マキタ・オーストラリア Pty.Ltd.	直接	100.0	商品及び製品の 販売等	商品及び製品の販 売等 (注2)	31,096	売掛金	6,302
	牧 田 (中 国) 有 限 公 司	直接	100.0	商品及び 製品等の仕入 役員兼任 (3名)	商品及び製品等の 仕入 (注2)	126,763	買掛金	20,273
	牧 田 (昆 山) 有 限 公 司	直接	100.0	商品及び 製品等の仕入 役員兼任 (3名)	商品及び製品等の 仕入 (注2)	122,687	買掛金	20,868

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) マキタ U.S.A. Inc. に対し債務保証を行ったものであります。取引金額欄には保証極度額 (5千万米ドル) を記載しております。

(注2) 製品等の価格その他の取引条件については、市場実勢価格を勘案して、交渉のうえ、価格を決定しております。

収益認識に関する注記

連結注記表「収益認識に関する注記」に同様の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,960円88銭
------------	-----------

1 株当たり当期純利益	138円53銭
-------------	---------

重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得

連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

※記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。